省　令

○法務省令第四十四号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）	**別表第二の一**（第三条関係　法の適用対象のもの）
番号 / 保存	番号 / 保存
［削る。］	一 / 法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）第二十七条の規定による書類、名簿又は帳簿の保存
一～十 / ［略］	二～十一 / ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○農林水産省・環境省令第六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
一～三　（略）	一～三　（略）
四　Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－三・五・六－トリクロロ－二－ピリジルホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	（新設）
五～二十九　（略）	四～二十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十九号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第四項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）	（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）
第百三条　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報	**第百三条**　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報